

「憲法9条の会・岩岡」6周年記念行事

## 美浜原発見学、中嶋哲演住職（小浜市明通寺）のお話を聞く 福井への日帰り小旅行（4月26日・金）に行きませんか

6周年記念行事は上記の小旅行を行うことにしました。原発の中には入れませんので、外からの見学とPR館に行きます。小浜食文化館で昼食のあと、明通寺を訪れ、半世紀にわたって被爆者援護と原発反対運動を続けておられる中嶋哲演住職のお話を聞き、お寺を見学します。できるだけ費用を抑えるため、敦賀まで新快速電車で行き、そこからマイクロバスで美浜原発と明通寺に行きます。（定員25人）

と き： 4月26日（金） 午前6時30分、JR大久保駅集合（西明石駅でも可）

### スケジュール

（行き） 6:51大久保駅発→7:00西明石駅（新快速）→9:50敦賀駅着

⇒10:00敦賀駅発⇒10:30～11:45関西電力美浜原発PR館

⇒12:45～13:30昼食（小浜食文化館）⇒14:00～15:30中嶋哲演住職のお話と明通寺

### 見学

⇒16:30敦賀駅着

（帰り） 17:00敦賀駅発→17:43近江今津駅→18:59京都駅→20:19西明石駅→20:21大久保駅着

費 用： 12,000円（拝観料400円含む、昼食代別）

\*参加者が増えると安くなりますので、その場合残金はお返しします。

\*3月16日の時刻表改訂で、少し時間の変更があるかもわかりません。

申し込み締め切り（第一次）： 3月20日（水・春分の日） 白井まで直接お申し込み下さい。

### 小浜市の真言宗御室派桐山明通寺のご住職 中嶋哲演さんのプロフィール



昭和17（1942）年、福井県小浜市生まれ。東京芸術大学中退。高野山大学仏教学科卒業。

高野山大学在学中に、友人に半ば強引に平和講習に連れて行かれ、1963年に広島原爆の男性被爆者と出会ったのを機に、小浜で被爆者を訪ね歩いて、広島から呼んだ専門医の診察を受けてもらうなど、被爆者支援の活動を始める。また、日本宗教者平和協議会にかかわった。1968年に帰郷。1994年の被爆者援護法制定まで26年間、被爆者支援を目的に毎月6日と9日に明通寺周辺3集落（約80戸）で托鉢を続けた。



1968年に小浜市に原発4基の建設・誘致の計画が持ち上がり、1969年に地元漁協による「内外海原発設置反対推進協議会」の活動が始まる中で、1971年暮れに同協議会の後継組織「原発設置反対小浜市民の会」を結成、事務局を務める。以来、反原発市民運動を展開している。1988年、ビデオ『牛乳が飲みたい：原発・勇気ある撤退』（河出書房新社）に出演。1993年、「原子力行政を問い直す宗教者の会」結成に参加。2012年3月25日～31日、大飯原発再稼働に反対して





### 美浜原発

若狭湾に面する敦賀半島の西部に位置しており、日本の電力会社として初めて開設した原子力発電所である。発電所に向かう丹生大橋の入り口に、発電所のPR施設「美浜原子力PRセンター」がある。また、発電所施設内には樹齢300年を超える黒松の「根上りの松」があり、日本の白砂青松100選に選ばれている。

### 歴史

関西電力は、原子力発電所の設置を広大な敷地が確保できる点や自然災害が少ないなど、候補地を日本海側は能登半島から丹後半島、太平洋側は紀伊半島を選定していた。その中で関西電力は1961年10月、敦賀半島の敦賀市浦底地区と美浜町丹生地区の2か所を調査地点に選定した。翌年の1962年に、調査対象地点の1つである丹生地区で発電所の開発が進められることになった。

関西電力の当時の社長であった芦原義重が陣頭指揮を取り、1965年1月に社内に「建設推進会議」を設置。「万国博覧会に原子の灯」の合言葉の下で、1967年8月21日に1号機が着工した。

1970年7月29日に、1号機が臨界に達し、8月8日に大阪府吹田市で開催されていた日本万国博覧会の会場に約1万kWを試送電し、会場内の電光掲示板に送電されたことが表示された。1号機は、同年11月28日に営業運転を開始し、電力会社として初めて原子力発電の運転を開始した。

福井県にある15基の原発



### 映画「みえない雲」上映します (2006年製作・ドイツ映画)

と き: 3月2日(土)13:30~15:15

ところ: 岩岡連絡所多目的ホール(小)

参加費: 無料

1986年に起きたチェルノブイリ原発事故の翌年にドイツで発表され、大きなセンセーションを巻き起こしたベストセラー小説を完全映画化。

世界の原発事故史上、最悪の事態となったチェルノブイリ原発事故から20年。今そこにある恐怖として、原発事故により引き起こされる極限状態の恐怖を克明に描いたドイツ映画。



**第65回世話人会** と き: 2013年3月2日(土) 13時30分から映画「みえない雲」(103分)を上映し、終了後世話人会を行います。

ところ: 岩岡連絡所多目的ホール(小)

「憲法9条の会・岩岡」の今後の取り組みについて考えます。どなたでもご参加下さい。

**憲法9条の会・岩岡** 連絡先(事務局) 白井篤子(電話・FAX 078-967-2758)

### 「福井への小旅行」に参加を申し込みます

お名前 ( ) お年 ( 代)

\*代金12,000円は、3月2日(土)または旅行前日4月25日(木)までをお願いします。

\*ジパング倶楽部に加入している方は、電車代が3割引きになりますので、お申し出下さい。

## 改憲のハードルは下げるな

無職 齋藤 紀彦  
(奈良県広陵町 72)

昨年の総選挙で単独過半数の議席を得た自民党の安倍晋三首相は、持論の改憲に踏み出そうと、「最初に行うのは憲法96条の改正だ」と強調している。

96条は「憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で国会が発議し、国民に提案してその承認を経なければならぬ」とある。「この条文のままだと憲法本体の改正は困難」と判断したから、改憲の入り口である96条の改正から始めよう、というところなのだろう。

96条を「総議員過半数の賛成で発議できる」と改めれば憲法本体を改めるハードルは低くな

り、「9条改正」や「国防軍創設」も可能になる。政権与党は、好きなように憲法を改正する道が開かれることになる。

憲法改正が、通常の法律の制定に必要な要件より厳しい「総議員の三分の二以上の賛成」を求めているのは、国の最高法規である憲法の改定手続きは、通常の法律の制定・改正よりも慎重を期すべきだ、という精神に基づいているからであろう。

たとえ国民の多数が改憲を要求したとしても、改憲のハードルを低くすることは絶対にするべきではないと思う。96条改正の是非について、憲法学者、法律家などの専門家をも含めた議論や報道を望みたい。